

地域へ提供する災害時要援護者名簿への登録に当たって  
意思確認が必要となる対象者の抽出誤りについて

横浜市では災害時の要援護者支援に取り組む自治会・町内会様と、個人情報の取扱い等に関する協定を結び、「災害時要援護者名簿（※1）」を提供しています。

金沢区の53の自治会・町内会様について『情報共有方式（※2）』により「災害時要援護者名簿」を作成しているところですが、名簿登録に当たり新たに意思確認が必要となる対象者の抽出方法に誤りがあり、779人分について、ご本人に意思確認をしないまま名簿に登録し、それぞれお住まいの自治会・町内会様に提供していたことが判明しました。

なお、自治会・町内会様に提供された名簿は、個人情報の取扱いに関する研修を受講済みの情報管理者等が厳重に保管しており、不特定多数の者に名簿が渡ることはありません。

関係者の皆様にご迷惑・ご心配をおかけしたことを、深くお詫び申し上げます。

（※1）災害時要援護者名簿…災害時の対応に困難を伴うことが予想される高齢者、障害者等について、安否確認、避難誘導、救出救助等の支援活動が円滑に行われるようにするために、横浜市防災計画及び横浜市震災対策条例に基づいて作成する名簿

（※2）情報共有方式…あらかじめ区役所から対象となる要援護者に通知し、名簿登録されることを望まない方から「削除依頼書」をご提出いただき、拒否しなかった方の名簿を自治会・町内会に提供する方式

1 経緯

10月以降	最新の情報に更新した「災害時要援護者名簿」を自治会・町内会様に提供しました。
12/19(木)	新たに要援護者となられたA様のご家族の方から金沢区高齢・障害支援課に対して、「B町内会から災害時要援護者支援の関係で訪問したいという連絡があったが、なぜそのようなことを町内会が知っているのか」との問合せがありました。 高齢・障害支援課において確認したところ、A様には意思確認のお知らせを発送していなかったことが判明しました。
12/20(金)	原因調査の結果、金沢区では新規名簿登録者の抽出を誤った方法で行っており、29年度以降に新たに要援護者になった方の一部に、意思確認をしないまま名簿に登録している方がいることが判明しました。
12/23(月)	金沢区高齢・障害支援課長がA様のお宅を訪問し、金沢区のミスにより意思確認のお知らせを発送していなかった旨をご説明したうえでお詫びし、ご了承いただきました。 また、B町内会様にお詫びの上、名簿を回収しました。
12/23(月)～ 1/10(金)	名簿を提供している53の自治会・町内会様に、名簿に不備があった旨をご連絡し、名簿を回収しました。
12/23(月)～ 1/17(金)	名簿に登録されている方のうち意思確認が行われていなかった方の特定を進めるとともに、お詫び状等の発送準備を行いました。
1/20(月)	意思確認が行われずに名簿に登録されていた方へのお詫び状及び名簿登録の意思確認の依頼文書を発送しました。

## 2 令和元年度に地域へ提供した名簿に意思確認せずに登録していた対象者の人数

779人

(参考：令和元年度に地域へ提供した名簿に登録されていた人数 2,990人)

## 3 災害時要援護者名簿

### (1) 名簿に登録されている情報

氏名、住所又は居所、生年月日、性別、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由(「介護」「障害」の欄に印)、その他必要な事項(緊急連絡先)

### (2) 名簿を見ることができる方

金沢区と協定を締結している53の自治会・町内会の情報管理者及び情報取扱者(協定では、個人情報取り扱いについて、閲覧の制限や研修の受講、名簿の保管などを定めており、名簿に登録されている情報が不特定多数の者に提供されることはありません。)

### (3) 名簿の保管

金沢区と締結した協定に基づいて、名簿の保管に当たっては、漏えい、滅失、棄損、改ざんがないよう必要な措置を講じるとともに、その保管方法について区長に届け出ることとしています。金沢区からは、金庫等の施錠できる場所への保管を指導しています。

### (4) 名簿のイメージ

氏名	住所	生年月日	性別	連絡先	介護	障害	その他 (緊急連絡先)
〇〇 〇〇	金沢区〇〇～	19XX/XX/XX	男	045-XXX-XXXX	○		
〇〇 〇〇	金沢区〇〇～	19XX/XX/XX	女	045-XXX-XXXX		○	

## 4 原因

「災害時要援護者名簿」は、健康福祉局から年2回(4月及び10月)送付される「災害時要援護者リスト」に基づいて作成することとなっています。金沢区では、地域に提供する名簿の更新作業を年1回(5～9月頃)実施していますが、29年度以降の作業に当たっては、4月に送付されるリストに「新規」のフラグが立っている方々のみに意思確認のお知らせを送っており、前年10月に送付されるリストで新規に登録された方について意思確認を行っていませんでした。

## 5 再発防止策

今後「災害時要援護者名簿」を更新する際にはお一人ずつ、意思確認の有無を確認した上で名簿の更新を行うこととします。

また、名簿更新に関する事務を改めて見直し、マニュアルを整備するとともに、マニュアルの遵守について職員に徹底します。

## 6 他区の状況

健康福祉局が確認したところ、金沢区以外の区において、同様の誤りはありませんでした。

参考：地域へ提供する「災害時要援護者名簿」の登載対象者

在宅で、次の条件のいずれかに該当する方

ア 介護保険要介護・要支援認定者で(ア)～(ウ)のいずれかに該当する方

(ア) 要介護3以上の方

(イ) 一人暮らし高齢者、又は高齢者世帯でいずれもが要支援若しくは要介護認定の方

(ウ) 認知症のある方（要介護2以下で、日常生活自立度がⅡ以上の方）

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（障害者総合支援法）のサービスの支給決定を受けている身体障害者、知的障害者、難病患者

ウ 視覚障害者、聴覚障害者及び肢体不自由者のうち身体障害者手帳1～3級の方

エ 療育手帳（愛の手帳）A1・A2の方

お問合せ先		
金沢区高齢・障害支援課長	大島 範子	TEL 045-788-7770